

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、心身の故障など一定の事由によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、公務能率の維持を目的として職員の意に反し、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任や免職、休職、降給があります。平成24年度は休職が77件でした。

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告や減給、停職、免職があります。平成24年度は0件でした。